３．取戻しをしようとする供託物の内容（供託所名　　）

イ．振替国債以外の債券の場合

供託番号	名　称	回記号	番号	枚数	券面額	総額面	評価率
					円	円	%

評価額	左記に係る種別
円	第　種資金移動業

ロ．振替国債の場合

供託番号	銘　柄	金　額	評価率
		円	%

評価額	左記に係る種別
円	第　種資金移動業

４．　［略］

（記載上の注意）

１．法第38条第１項の登録申請書又は法第41条第４項の規定による届出書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

２．「供託債券に代わる供託物の内容」及び「取戻しをしようとする供託物の内容」の「左記に係る種別」欄には、資金移動業の種別を記載すること。ただし、法第58条の２第１項に規定する特例対象資金移動業について同条第５項第４号に規定する一括供託をしている場合には、当該特例対象資金移動業に係る資金移動業の種別を並べて記載すること。

様式第５（第４条第３項）　［略］

［様式を削る。］

様式第６（第５条）　［略］

様式第７（第６条）　［略］

様式第８（第15条第２項、第17条第２項）　［略］

様式第９（第17条第３項）　［略］

３．取戻しをしようとする供託物の内容（供託所名　　）

イ．振替国債以外の債券の場合

供託番号	名　称	回記号	番号	枚数	券面額	総額面	評価率	評価額
					円	円	%	円

ロ．振替国債の場合

供託番号	銘　柄	金　額	評価率	評価額
		円	%	円

４．　［同左］

（記載上の注意）

法第38条第１項の登録申請書又は法第41条第１項の規定による届出書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

様式第６（第４条第３項）　［同左］

様式第７（第４条第５項）　［略］

様式第８（第５条）　［同左］

様式第９（第６条）　［同左］

様式第10（第15条第２項）　［同左］

様式第11（第17条第３項）　［同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この命令は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年五月一日）から施行する。